○国土交通省令第二十一号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第六条第一項及び第二項ただし書、第七条第二項、第十八条第一項第四号、第二十八条第三項、第三十一条、第三十二条の二第一項第二号、第三十三条、第三十四条並びに第四十三条の三の規定に基づき、気象業務法施行規則及び気象測器検定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

気象業務法施行規則及び気象測器検定規則の一部を改正する省令

（気象業務法施行規則の一部改正）

第一条　気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準）	（気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準）
第一条の三　法第六条第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の表の上欄に掲げる種目ごとに、同表の中欄に掲げる手段で、同表の下欄に掲げる最小位数の観測値が得られるものでなければならない。ただし、降水量の観測を行う場合であつて一ミリメートルの観測値が得られないような雨量計又は雪量計を用いても当該観測の目的が達することができるときにおける最小位数は十ミリメートル、気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号。以下「令」という。）第一条の船舶が第四条の規定により、気圧、気温及び水温の観測を行う場合における最小位数は気圧については〇・一ヘクトパスカル、気温及び水温については〇・一度（摂氏）とする。	**第一条の三**　法第六条第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の表の上欄に掲げる種目ごとに、同表の中欄に掲げる手段で、同表の下欄に掲げる最小位数の観測値が得られるものでなければならない。ただし、降水量の観測を行う場合であつて一ミリメートルの観測値が得られないような雨量計又は雪量計を用いても当該観測の目的が達することができるときにおける最小位数は十ミリメートル、気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号。以下「令」という。）第一条の船舶が第四条の規定により、気圧、気温及び水温の観測を行う場合における最小位数は気圧については〇・一ヘクトパスカル、気温及び水温については〇・一度（摂氏）とする。
一・二　（略）　（略）　（略） 三　削除 四～八　（略）　（略）　（略） 九　雲 イ～ハ　（略）　（略）　（略） （削る） ニ　（略）　（略）　（略） 十～十七　（略）　（略）　（略）	一・二　（略）　（略）　（略） 三　蒸気圧　湿度計を用いて、ヘクトパスカルで測定する。　一ヘクトパスカル 四～八　（略）　（略）　（略） 九　雲 イ～ハ　（略）　（略）　（略） ニ　雲の向き　測雲器を用い、又は目視により、八方位で測定する。 ホ　（略）　（略）　（略） 十～十七　（略）　（略）　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
第一条の四　法第六条第一項第三号及び同条第二項ただし書の国土交通省令で定める気象の観測は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　次に掲げる種目以外の種目について行う気象の観測 イ・ロ　（略） （削る）	**第一条の四**　法第六条第一項第三号及び同条第二項ただし書の国土交通省令で定める気象の観測は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　次に掲げる種目以外の種目について行う気象の観測 イ・ロ　（略） ハ　蒸気圧